

住宅・建築物耐震改修促進事業

建築指導課

1 目的

県民の生命及び財産を保護し、震災時の膨大な災害復興費用の軽減を図るため、県耐震改修促進計画に基づき、住宅や避難施設となる建築物及び多数の者が使用する特定建築物の耐震診断・耐震改修を進める。

2 内容

- (1) 事業年度 耐震診断・耐震改修：平成 14 年度 ～ 平成 27 年度
- (2) 事業主体 市町村
- (3) 対象建築物 耐震診断 昭和 56 年以前の住宅及び避難施設・特定建築物(国・県・市町村有施設を除く)
耐震改修 昭和 56 年以前の住宅
- (4) 平成 26 年度事業計画及び予算額(案) 80,978 千円(一般財源 80,742 千円、証紙 236 千円)
平成 25 年度予算額 69,173 千円(一般財源 68,977 千円、証紙 196 千円)

区 分			H 2 5 年度		H 2 6 年度	
			戸数	予算額	戸数	予算額
(政) 耐震診断事業	戸建て住宅	木造	1,750	15,750 千円	1,300	12,350 千円
		非木造	2	44 千円	2	44 千円
	避難施設		25	2,500 千円	28	2,800 千円
	特定建築物・共同住宅		5	2,290 千円	11	5,038 千円
	計		1,782	20,584 千円	1,341	20,232 千円
(政) 耐震改修事業 (戸建住宅)	通常分		210	47,966 千円	285	59,850 千円
(政) 事務経費(マニュアル費等、評価委員会経費)				623 千円		896 千円
合 計				69,173 千円		80,978 千円

3 助成概要

区 分	耐震診断事業				耐震改修事業	
	戸建て住宅		特定建築物 共同住宅	避難施設	住宅	
対象建築物	木造	非木造			通常	緊急支援(上乘せ)
助成内容	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成		耐震診断に要する経費に助成	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成	
補助対象額	3.8 万円/戸	13 万円/戸	1~2 千円/m ² ※	1 千円/m ²	120 万円/戸	30 万円/戸
補助率	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/3 県 : 1/6 市町村 : 1/6 所有者 : 1/3	国 : 1/3 県 : 1/6 市町村 : 1/6 所有者 : 1/3	国 : 1/3 県 : 1/3 市町村 : 1/3	国 : 11.50% 県 : 19.25% 市町村 : 19.25% 所有者 : 1/2	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4

※1,000 m²まで：2,000 円/m²、1,000 m²以上 2,000 m²まで：1,500 円/m²、2,000 m²以上：1,000 円/m²

持家住宅の耐震化の目標と現状について

建築指導課

1 長野県耐震改修促進計画(平成 19 年 1 月策定、平成 24 年 3 月一部変更)

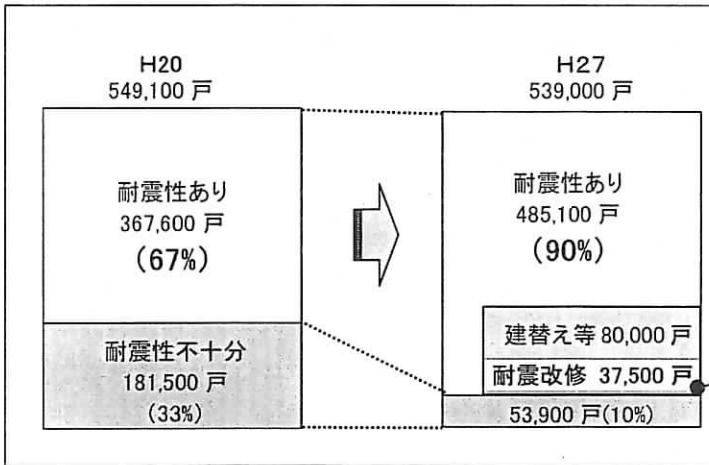
- 1) 目的 既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命・財産を守る
- 2) 計画期間 平成 18 年度から 27 年度 (10 年間)
- 3) 目標 平成 27 年における耐震化率を以下のとおりとする

	策定時の耐震化率	一部変更時の耐震化率
① 住宅	90% (平成 15 年度 67.9% ⇒	平成 20 年度 72.4%)
② 特定建築物 (※1)	90% (平成 18 年度 75.3% ⇒	平成 23 年度 83.5%)
③ 公共建築物 (県有施設)	100% (平成 18 年度 65.4% ⇒	平成 23 年度 82.9%) (※2)

※1 特定建築物：主に多数の者が利用する建築物

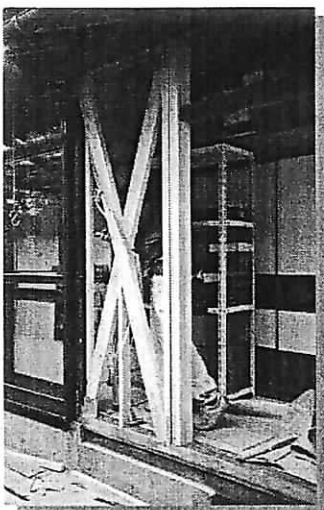
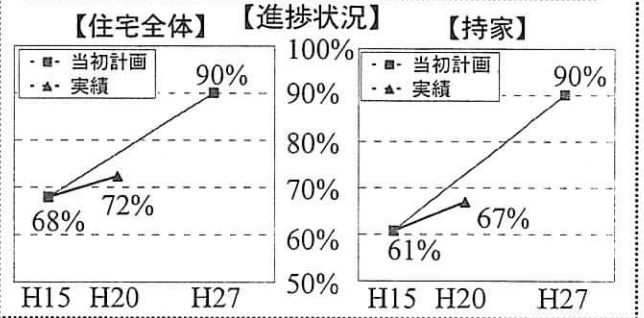
※2 公共建築物 (県有施設) の平成 24 年度の耐震化率は 86.8%

2 持家住宅の耐震化の目標と現状



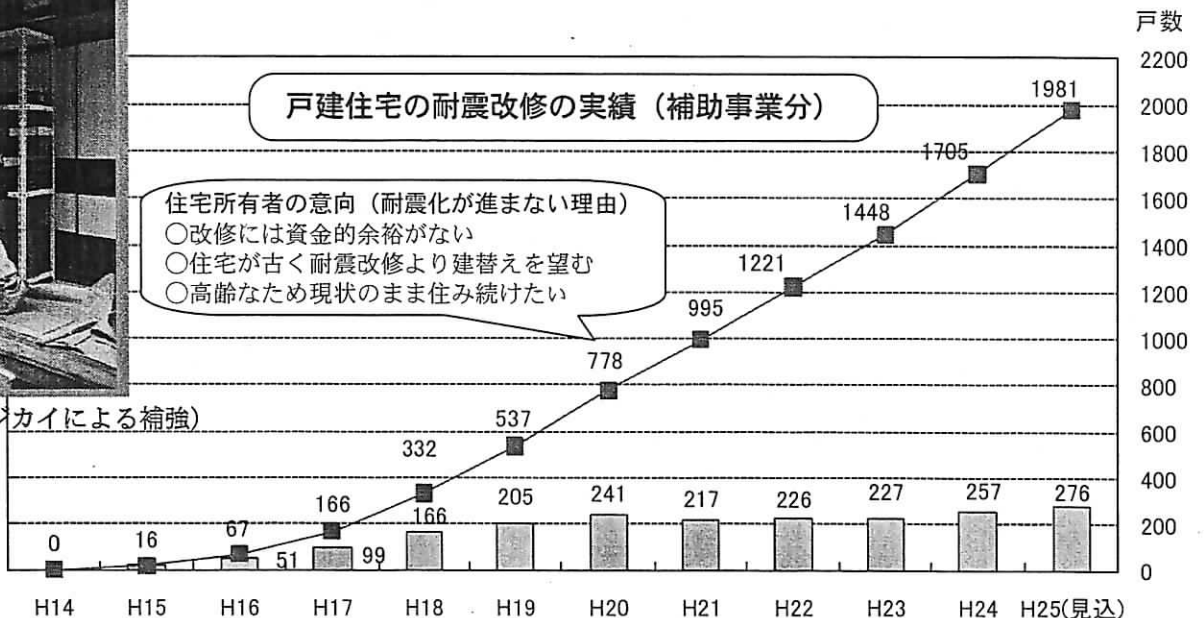
長野県北部の地震(栄村)の被害状況 (H23. 3. 12)

平成 27 年度に耐震化率の目標 90% を達成するためには、37,500 戸の持家住宅の耐震改修が必要



耐震改修例 (スジカイによる補強)

戸建住宅の耐震改修の実績 (補助事業分)



住宅所有者の意向 (耐震化が進まない理由)

- 改修には資金的余裕がない
- 住宅が古く耐震改修より建替えを望む
- 高齢なため現状のまま住み続けたい

(新) 大規模建築物等耐震改修緊急促進事業

建築指導課

1 趣旨

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正による大規模建築物等の耐震診断義務化を踏まえ、県内における対象建築物の耐震化を促進する。

2 法改正の概要(平成25年11月25日施行)

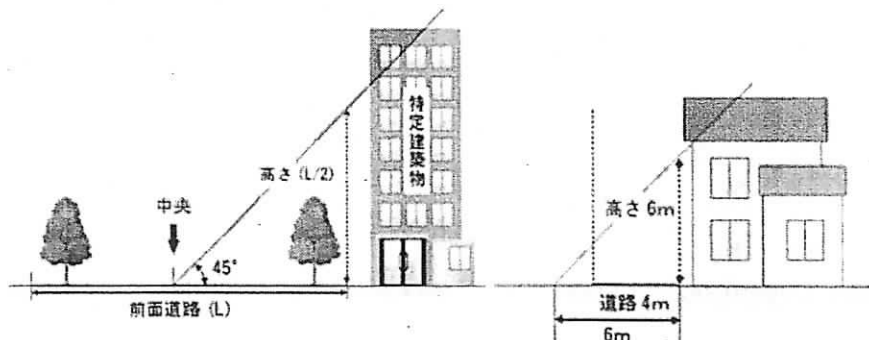
大規模建築物、避難路沿道建築物等の耐震診断を義務付け、診断結果を行政庁が公表する制度を導入

大規模建築物	学校、病院、ホテル、物販店等で大規模な建築物（原則：3階以上かつ5,000㎡以上）
避難路沿道建築物	県又は市町村が指定する避難路の沿道にあり、倒壊すると通行障害となる建築物

3 事業の概要

	大規模建築物	避難路沿道建築物																														
建築物の特定	法律により建築物の規模等を明示することで特定	県又は市町村の耐震改修促進計画において路線を指定することで特定																														
現況等	<p>【民間所有の対象建築物の棟数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>病院</th> <th>ホテル</th> <th>物販店</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>11</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td> 診断済</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td> うち耐震性なし</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> 未診断</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>【国の補助制度】 想定負担割合 (国：1/2、地方：1/3、所有者：1/6)</p>	区 分	病院	ホテル	物販店	その他	合計	総 数	11	25	14	21	71	診断済	7	8	10	12	37	うち耐震性なし	4	3	4	3	14	未診断	4	17	4	9	34	<p>○ 避難路が確保できるよう、地震により倒壊すると通行の障害となる建築物の耐震診断を義務付けるため、県と市町村との役割分担の上、それぞれ対象路線を指定</p> <p>○ 県は長野県地域防災計画に定める緊急輸送道路(総延長：2,435.2Km)のうちから、必要な区間を義務化</p>
区 分	病院	ホテル	物販店	その他	合計																											
総 数	11	25	14	21	71																											
診断済	7	8	10	12	37																											
うち耐震性なし	4	3	4	3	14																											
未診断	4	17	4	9	34																											
事業内容	<p>【大規模建築物の耐震診断への補助】 平成27年末までにすべての対象建築物(34棟)の耐震診断を完了</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国 (1/2)</th> <th>県 (1/6)</th> <th>市町村 (1/6)</th> <th>所有者 (1/6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26 (17棟)</td> <td>67,422</td> <td>22,474</td> <td>22,474</td> <td>22,474</td> </tr> <tr> <td>H27 (17棟)</td> <td>67,422</td> <td>22,474</td> <td>22,474</td> <td>22,474</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成26年度事業費】 22,474千円(一財)</p>		国 (1/2)	県 (1/6)	市町村 (1/6)	所有者 (1/6)	H26 (17棟)	67,422	22,474	22,474	22,474	H27 (17棟)	67,422	22,474	22,474	22,474	<p>【避難路沿道建築物の調査】</p> <p>○ 平成26年度は東海地震対策強化地域内の国道153号(延長：136.1Km)を先行調査</p> <p>○ 先行調査から得られた情報をもとに区間の選定や義務化区間の指定の考え方を作成</p> <p>【効果】</p> <p>○ 次年度以降の調査における対象区間の絞り込み、全体の費用削減と期間短縮</p> <p>【平成26年度事業費】 11,610千円(国庫5,805千円 一財5,805千円)</p>															
	国 (1/2)	県 (1/6)	市町村 (1/6)	所有者 (1/6)																												
H26 (17棟)	67,422	22,474	22,474	22,474																												
H27 (17棟)	67,422	22,474	22,474	22,474																												

※避難路沿道における診断義務付け対象となる建築物のイメージ



4 平成26年度予算額(案)	34,084千円(国庫 5,805千円 一般財源 28,279千円)
平成25年度予算額	0千円(国庫 0千円 一般財源 0千円)

信州型エコ住宅推進事業 (ふるさと信州・環の住まい助成金)

建設部住宅課

事業の目的

県産木材を使用し十分な断熱性能を有するエコ住宅の工事費の一部を助成することにより、環境エネルギーに配慮された良質な木造住宅の普及を図り、長野県環境エネルギー戦略（第三次長野県地球温暖化防止県民計画）の推進とともに、地域の住宅産業の活性化を図ります。

事業内容

■ふるさと信州・環の住まい助成金

ふるさと信州・環の住まいの認定を受けた住宅を新築又は購入した者に対し、その建築費の一部を助成します。

【対象者の要件】

自己居住用の住宅を県内に新築又は購入する者

【対象住宅の主な要件】

- ・省エネルギー等の一定の環境性能を有するもの
- ・県産木材を50%以上使用するもの
- ・延べ面積が75㎡以上280㎡以下であるもの
- ・原則として県内の事業者が施工するもの

【助成金額等】

新築・購入 50万円/戸 × 130戸
(募集は債務負担を含め180戸)



対象住宅の実例

環の住まい諏訪モデルハウス（諏訪市沖田町）

■認定低炭素住宅への助成金の加算

ふるさと信州・環の住まい助成金に加えて、「エコまち法に基づく認定低炭素住宅※の基準」に適合する住宅に助成金を加算します。

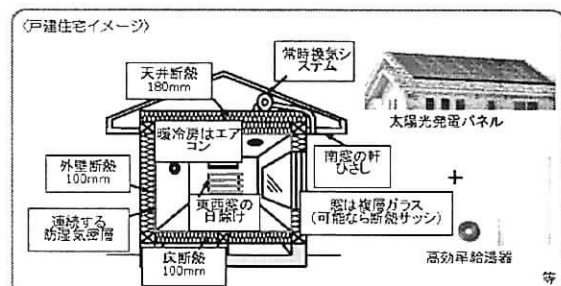
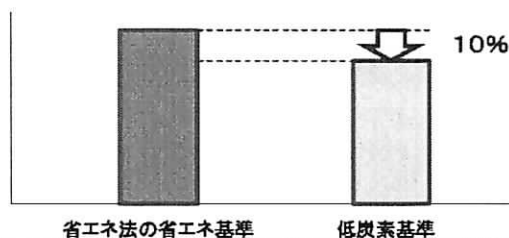
【助成金加算額等】

加算額 30万円/戸 × 20戸 (募集は債務負担を含め30戸)

※ 認定低炭素住宅: 省エネ法に基づく省エネルギー基準と比べ、エネルギー消費量が△10%以上となる住宅を認定

省エネルギー性に関する基準

○省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が△10%以上となること。(※)



※省エネルギー法に基づく省エネルギー基準と同等以上の断熱性能を確保することを要件とする。

事業費

予算額 : 100,530千円 (国庫 50,265千円、一般財源 50,265千円)

H25 予算額 : 110,530千円 (国庫 55,265千円、一般財源 55,265千円)

信州型住宅リフォーム促進事業

建設部住宅課

事業の目的

県産木材を活用した既存住宅の省エネルギー（断熱改修工事）を支援することにより、将来にわたり活用される良質な住宅ストックの形成を図るとともに、地球温暖化防止及び県産木材の利用拡大に寄与し、住宅産業の活性化を促進します。

事業内容

■エコリフォーム助成金

県産木材を活用した省エネルギー（断熱改修工事）工事費の一部を助成します。

【対象住宅】

県内に存する自己の居住用または賃貸用の住宅

【対象工事】

次のいずれかを含む 50 万円以上の省エネルギー（外壁、屋根・天井又は床のいずれかの部位若しくは外気に接する開口部の断熱性能改修工事）

①県産木材の内外装材（壁板、床フローリング等）を 10 ㎡以上使用する工事

②県産木材の構造材等を 1 ㎡以上使用する工事

【助成金額等】

助成率：リフォーム工事費用全体の 20%（1 万円未満切り捨て）

限度額：20 万円（要件①及び②の両方を含む工事は 30 万円）

助成予定件数：24 万円 × 170 件（予算の範囲内）

■移住促進リフォーム助成金

県外から移住する者が行う省エネルギー（断熱改修工事）の工事費の一部を助成します。

【対象住宅】及び【対象工事】

エコリフォーム助成金に同じ

【助成金額等】

助成率：リフォーム工事費用全体の 20%（1 万円未満切り捨て）

限度額：30 万円（要件①及び②の両方を含む工事は 50 万円）

助成予定件数：42 万円 × 10 件（予算の範囲内）



事業費

予算額： 45,000 千円（国庫 22,500 千円、一般財源 22,500 千円）

H25 予算額： 45,000 千円（国庫 22,500 千円、一般財源 22,500 千円）

エネルギー配慮型住宅・建築物促進事業

温暖化対策課

1 目的

住宅・建築物の温暖化対策に当たり、新たに環境エネルギー性能を客観的に評価できる制度及び自然エネルギー設備設置の可能性を検討する制度を導入するため、エネルギー性能を評価できる指標や自然エネルギー設備等の導入検討マニュアルについて、建築事業者に対し講習会を通じて普及啓発を図る。

平成 27 年度の長野県地球温暖化対策条例の全面施行に向けて、概ね全ての建築事業者へ周知を図る。

○事業効果

建築士等 3,200 人を専門技術者として養成し、平成 27 年度までに 10,500 棟の建築物を省エネサポート

2 制度の概要

建築物環境エネルギー性能検討制度				建築物自然エネルギー導入検討制度			
建築物の新築又は建替えを計画しようとする際に、建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が省エネルギーに配慮した建築物を選択できる制度				建築物の新築又は建替えに併せて、自然エネルギー導入の可能性を建築事業者が説明し、建築主に設備設置の検討を促す制度			
床面積	性能検討義務	性能揭示努力	計画書届出	導入検討義務	設備揭示努力	導入結果届出	未利用エネルギー届出
10,000 m ² 以上	○	○	○	○	○	○	○
2,000 m ² 以上	○	○	○	○	○	○	×
300 m ² 以上	○	○	×	○	○	×	×
10 m ² 超	○ ※1	×	×	○ ※1	×	×	×

※ 1 平成 27 年 4 月 1 日施行、300 m²以上は平成 26 年 4 月 1 日施行済

3 要求額 10,055 千円（一般財源 10,055 千円）【13 委託料】

4 事業内容

環境エネルギー性能評価指標取得講習会運営委託	建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価でき、建築主にわかりやすく表示できる複数の評価指標を対象として、平成 28 年度まで取得のための講習会を実施（平成 27 年度の制度全面施行までに団体所属建築士等 3,200 人を概ね網羅）	取得講習会の運営及び評価ツール頒布の委託 講習会：22 回実施 （委託料 10,055 千円）
制度マニュアル普及啓発	自然エネルギー導入オプション、自然エネルギー及び高効率建築設備導入の考え方をまとめた制度普及マニュアルを建築事業者幅広く周知	制度マニュアルの周知 講習会：3 回開催

5 制度施行に向けての工程計画及び事業費

（単位：千円）

事業年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
環境配慮計画書制度（現行）	→				全面施行
環境エネルギー性能検討制度	→ 条例改正	→ 普及啓発	→		
自然エネルギー導入検討制度	→		300 m ² 以上施行	→	
事業内容	制度普及マニュアル普及	作成 普及	（講習会開催）		
	評価指標取得講習会	（18 回開催）	（22 回開催）	（3 回開催）	（3 回開催）
事業費	制度普及マニュアル普及 評価指標取得講習会 （一般財源）	3,444 12,191 (3,444)	- 10,055 (10,055)	- 1,437 (1,437)	- 1,437 (1,437)